建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　審査の項目は、次の各号に定めるものとする。	第一　審査の項目は、次の各号に定めるものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　その他の審査項目（社会性等）	四　その他の審査項目（社会性等）
1～6　（略）	1～6　（略）
7　審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車（以下この7において単に「大型自動車」という。）のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第三項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）第五条第一項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第二項に規定する申請事項変更届出書）を主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）	7　審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）
8・9　（略）	8・9　（略）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

官庁報告

法　務

判決

平成26年（オ）第1130号・同年（受）第1440号上告人兼同年（受）第1441号被上告人Y，平成26年(オ)第1130号・同年（受）第1440号被上告人兼同年（受）第1441号上告人日本放送協会間の受信契約締結承諾等請求事件について，平成29年12月6日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２６年（オ）第１１３０号
平成２６年（受）第１４４０号，第１４４１号
判　　決
当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成25年（ネ）第6245号受信契約締結承諾等請求事件について，同裁判所が平成26年４月23日に言い渡した判決に対し，各上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件各上告を棄却する。

各上告費用は各上告人の負担とする。

理　　由

第１　事案の概要

１　本件は，平成26年(オ)第1130号・同年(受)第1440号被上告人兼同年（受）第1441号上告人（以下「原告」という。）が，原告の放送を受信することのできる受信設備（以下，単に「受信設備」ということがある。）を設置していながら原告との間でその放送の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を締結していない平成26年（オ）第1130号・同年（受）第1440号上告人兼同年（受）第1441号被上告人（以下「被告」という。）に対し，受信料の支払等を求める事案である。

２　原審の適法に確定した事実関係の概要等（公知の事実を含む。）は，次のとおりである。

(1)　放送法に基づく原告に係る制度の概要等

ア　原告は，放送法により設立された法人であり（同法16条），「公共の福祉のために，あまねく日本全国において受信できるように豊かで，かつ，良い放送番組による国内基幹放送（中略）を行うとともに，放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い，あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うこと」（同法15条）を目的としている。

イ　放送法施行前（以下「旧法下」という。）においては，我が国では，大正15年に社団法人日本放送協会が設立された後は，同協会のみが放送を行っていたところ，放送の受信設備（聴取無線電話）は，政府の監理統制する無線電話の一種として，無線電信法２条により，その設置に主務大臣の許可を要することとされていた。そして，放送用私設無線電話規則13条により，放送の受信設備の設置の許可を受けるためには，許可願書と共に放送施設者（社団法人日本放送協会）に対する聴取契約書を差し出さなければならないものとされていた。また，無線電信法には，許可なく無線電話等を設置した者に対する罰則規定も設けられていた。このような制度の下で，放送の受信設備を設置した者は，聴取契約に基づいて社団法人日本放送協会に聴取料を支払い，同協会は，聴取料を基本的な財源として放送事業を行っていた。